

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	輸入禁止品への対応強化と豚熱への効率的かつ迅速な対応 －改正家畜伝染病予防法の国会論議－
著者 / 所属	上江田美南子 / 農林水産委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	486 号
刊行日	2026-8-6
頁	121-132
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20260806.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

輸入禁止品への対応強化と豚熱への効率的かつ迅速な対応

— 改正家畜伝染病予防法の国会論議 —

上江田 美南子

(農林水産委員会調査室)

《要旨》

令和8年5月、豚熱発生時の殺処分範囲の変更、輸入禁止品等の販売等の禁止、家畜防疫官の外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限等の付与、ランピースキン病の家畜伝染病の対象への追加等を内容とする家畜伝染病予防法改正案が参議院で可決・成立した。

衆参の農林水産委員会における審議では、外国食材店等への立入検査の運用体制、水際検疫における関係省庁との連携強化、豚熱のと殺対象範囲の緩和による現場の負担軽減、感染リスク及び風評被害対策、飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種の安全性確保等が議論となった。

改正法によって、輸入禁止品への対応強化及び豚熱への効率的かつ迅速な対応が進むことが期待されるとともに、ワクチンの一日も早い開発・実用化や導入に向けた検討の加速化が求められる。

1. はじめに

家畜衛生をめぐる近隣諸国の状況を見ると、有効なワクチンのないアフリカ豚熱をはじめとする家畜の疾病が継続的に発生しており、日本国内への侵入リスクはかつてないほど高まっている。国内においても、豚熱は平成30年に確認されて以来断続的に発生し、高病原性鳥インフルエンザも令和2年シーズン以降連続で発生している。

こうした深刻な状況を踏まえ、家畜伝染病の発生予防と発生時のまん延防止措置、そして、伝染性疾病の国内侵入を防ぐための水際対策の強化が求められていることから、令和8年3月24日、「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」(閣法第35号。以下「改正案」という。)が第221回国会に提出され、5月15日参議院で可決・成立した。

本稿では、改正案の提出に至る経緯や概要、そして主な国会論議について概観したい。

2. 改正案の提出に至る経緯とその主な内容等

(1) 改正案提出に至る経緯

外国人旅行者や国際郵便による畜産物の持込み違反摘発件数が増加していることを背景に、アフリカ豚熱の我が国への侵入リスクが高まる中、農林水産省は「水際検疫の強化に向けた検討会」を令和7年3月に設置し、同検討会は6月4日、入国者への水際検疫制度の周知に関し違法な畜産物を持ち込ませないための広報強化策を検討する必要性や、水際検疫の延長として、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限を家畜防疫官に付与するなど、実効性のある十分な対応をとることができるよう、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）の改正を含めた検討が必要とする「水際検疫の強化について（中間とりまとめ）」を公表した。

また、前回の令和2年改正（令和2年法律第16号）は附則で、政府は施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしていることも踏まえ、前回改正から5年を経過した8年3月24日、政府は、豚熱発生時の殺処分範囲の変更、輸入禁止品等の販売等の禁止、家畜防疫官の外国食材店等への立入検査及び輸入禁止の廃棄権限等の付与、ランピースキン病¹の家畜伝染病の対象への追加、豚熱ワクチン接種後に行う免疫付与状況確認検査の民間委託費の国負担や、飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種を可能とする特例等からなる改正案を閣議決定し、第221回国会に提出した。

(2) 改正案の概要

ア ランピースキン病の家畜伝染病格上げ

ランピースキン病について、家畜伝染病に追加してその患畜及び疑似患畜²を殺処分の対象とし、その死体を焼却等の義務の対象とし、緊急ワクチン接種、移動制限等を義務付ける。

イ 豚熱に係る選択的殺処分³の実施

豚熱について、新型PCR検査の知見を踏まえ、と殺義務の対象を、全ての疑似患畜から、まん延防止に必要な場合に都道府県知事が命ずるものに限ることとする。

ウ 豚熱ワクチン接種者の確保等

豚熱ワクチンについて、都道府県から要請があった場合、獣医師法（昭和24年法律第

¹ 牛の皮膚に病変等が生じる疾病であり、致死性は低いものの有効な治療法はなく、牛乳の生産にも影響を及ぼす（農林水産省「家畜衛生をめぐる情勢について」（令8.7.7）90頁）。これまで家伝法上は届出伝染病に位置付けており、令和6年11月に初めて我が国で発生した際にウイルスを検証したところ、従来株と比較して伝播力が増している可能性があり、殺処分などの法的拘束力のある防疫体制が位置付けられていないことにより、感染が拡大したのではないかと専門家の指摘があった（第211回国会参議院農林水産委員会会議録第9号（令8.5.14））。

² 「患畜」とは、家畜伝染病（腐蝕病を除く。）にかかっている家畜をいい、「疑似患畜」とは、患畜である疑いがある家畜及び牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの病原体に触れたため、又は触れた疑いがあるため、患畜となるおそれがある家畜をいう（家伝法第2条第2項）。

³ 豚熱ワクチンによる免疫が成立していない豚や豚熱感染を疑う症状があつて遺伝子検出検査で陽性となった豚等、まん延防止のために必要な豚のみを殺処分するものをいう。

186号)の特例として、都道府県知事が行う研修を受け、登録を受けた飼養衛生管理者⁴が、接種できることとする。豚熱ワクチン接種後の確認検査を、都道府県から大学や民間検査機関に委託した場合、委託費の2分の1を国が負担することとする。

エ 輸入禁止品への対応強化

家伝法に違反して輸入された輸入禁止品の販売等を禁止し、また、家畜防疫官に、店舗等への立入検査及び輸入禁止品等の廃棄、検査中の輸入禁止品等の販売停止の指示の権限を付与することとする。

(3) 審議の経過

改正案は、令和8年4月15日、衆議院農林水産委員会に付託され、4月16日に趣旨説明を聴取した後、4月22日に質疑、採決が行われ、全会一致で原案どおり可決すべきものとして決定された。なお、附帯決議⁵が付された。4月23日、衆議院本会議において、多数で可決され、参議院に送付された。

衆議院から送付された改正案は、5月11日、参議院農林水産委員会に付託され、5月12日に趣旨説明を聴取した後、5月14日に質疑、採決が行われ、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定された。なお、附帯決議⁶が付された。5月15日、参議院本会議において多数で可決・成立し、5月19日に公布された(令和8年法律第20号。以下「改正法」という。)

3. 主な国会論議と課題

(1) 水際対策強化等

ア 輸入禁止品の販売等禁止と家畜防疫官による立入検査等

アフリカ豚熱などの家畜伝染病については、諸外国で感染が拡大し、特に東アジアにおいてアフリカ豚熱は日本以外の全ての国・地域で発生しており、また、訪日外国人観光客数の増加もあり、侵入リスクはかつてないほど高まっている。家畜伝染病の国内への侵入を防ぐため、これまでも貨物や旅客の携帯品として輸入される畜産物などについて、家畜防疫官の口頭質問や動植物検疫探知犬による検査、空港や港における車両等の消毒徹底など、水際対策を強化してきた。しかし近年、検疫探知犬の探知を逃れるために輸入禁止品の肉製品と一緒に匂いの強い物を梱包する事例や、菓子類の容器に肉製品を隠して検査対象品でないことを装う事例など、意図的に輸入禁止品を持ち込もうとする事例が確認されている。そして、令和6年度に実施した緊急調査⁷では、違法輸入疑い

⁴ 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、衛生管理を適正に行うため、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任し、飼養衛生管理者は、飼養衛生管理区域を出入りする者の管理、従事者等への飼養衛生管理基準の周知、衛生管理の適正な実施に必要な教育・訓練の義務を行う(家伝法第12条の3の2第1項)。

⁵ 「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」〈https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/nousui860E9AC6ACDF309F49258DE00027665D.htm〉(以下、URLの最終アクセスの日付はいずれも令和8年7月14日)

⁶ 「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/221/f070_051401_1.pdf〉

⁷ 外国食材店における違法輸入豚肉製品緊急調査(農林水産省「家畜衛生をめぐる情勢について」(令8.7.7))

品が確認されるとともに、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子が検出されるなど⁸、水際検疫を適切に受けずに流通している実態の一端が明らかとなった。

政府は、こうした組織的かつ悪質な方法で我が国に持ち込まれた輸入禁止品と疑われる商品の国内流通の事例に対応するため、国内での輸入禁止品の販売等を禁止し、家畜防疫官に外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品等の廃棄権限等を付与することを規定した。

(ア) 外国食材店等に対する動物検疫制度の周知徹底

改正法は、国内に流通する輸入禁止品に対応するため、新たに輸入禁止品の販売等（販売又は販売の用に供するために行う加工、使用、調理、貯蔵若しくは陳列）を禁止することとし⁹、これらの違反に対する罰則を設けた¹⁰。

委員会では、外国人が経営する外国食材店等に対する輸入禁止品に関する情報や水際検疫制度の周知徹底の具体策について、質疑が行われた。

これに対し政府は、外国食材店に訪問して広報活動を行うとともに、保健所と連携し、営業届出の申請機会を捉え、保健所に広報資材を設置することにより、外国食材店を開業する外国人等への周知を行い、その際には多言語でリーフレットを作成し活用してきたところであり、引き続き制度周知を図る旨答弁した¹¹。

加えて、外国食材店等において、商品が輸入禁止品である旨を伝えたところ、その後は当該商品を販売していなかった事例もあるとのことで、政府は、現状の水際検疫に対する理解がまだ十分でないという実態があるとした¹²。

改正法第46条の4の2では、国民等の理解を深めるための措置等を新たに定め、国は、輸出入検疫を適切に実施することの重要性について国民等の理解を深め、その実施について協力を求めるよう努めることとされた。また、衆参の附帯決議では、外国食材店をはじめとする関係者に対して制度の趣旨を周知徹底し、疑義情報の収集に努めることを求めている¹³。保健所との連携を強化し、営業届出の申請過程で動物検疫制度を十分に理解しているかを確認するなど、より積極的に水際検疫制度を周知する方策の検討が求められよう。

(イ) 立入検査の運用体制

改正法は、国内に流通している輸入禁止品に対し厳格かつ機動的な対応を行うため、家畜防疫官に、店舗等への立入検査を行い、検査をした物が輸入禁止品等であると認

16 頁)

⁸ なお、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子が検出されたが、感染力のあるアフリカ豚熱ウイルスは検出されていない。

⁹ 改正法第44条の2

¹⁰ 販売等の禁止に違反した場合、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処することとされている（改正法第63条）。

¹¹ 第221回国会参議院農林水産委員会会議録第9号（令8.5.14）、第221回国会衆議院農林水産委員会会議録第7号2頁及び17頁（令8.4.22）。なお、会議録の引用は逐語的ではなく、一部省略等を行うほか、常体で統一している（以下、本稿において同じ。）。

¹² 第221回国会衆議院農林水産委員会会議録第7号2頁（令8.4.22）

¹³ 衆参附帯決議項目の5

めるときは、廃棄できることとする規定等を設けた¹⁴。

委員会では、立入検査の対象となる店舗等の選定方法及びその優先順位について、質疑が行われた。

これに対し政府は、過去の検査結果や従業員などによる情報提供により得られた情報を基に対象店舗等を選定し、実店舗に限らず、SNS上の取引やフリマアプリを含む全ての電子商取引も規制の対象としており、必要に応じて、輸入禁止品と疑われる商品の保管倉庫や販売業務を行う事業所も立入検査の対象とする旨答弁した¹⁵。また、対象店舗の優先順位については、近隣に畜産農場がある地域や野生イノシシの生息が確認されている地域などを優先し、家畜伝染病の発生予防に最大限の効果を発揮できるように運用していく考えを示した¹⁶。

立入検査の件数など実施規模の想定について、政府は、その実施規模を推定させることになるとして、明らかにしていないが¹⁷、数多くの外国食材店が存在する中で、立入検査を実施できる数には限りがあるだろう。そこで、空港等での水際検疫と店舗等への立入検査とをどう効果的に用いていくのか、さらに、家畜防疫官の立入検査が輸入禁止品の国内流通防止にどの程度寄与するのかについて、今後検証する必要があるだろう。

(ウ) 立入検査の実効性確保及び安全性確保策

委員会では、立入検査及び輸入禁止品等の廃棄は、外国人コミュニティに入っていくもののため、立入検査の実効性確保と家畜防疫官の安全確保の観点から、警察や通関などとチームで業務に当たる必要性について、質疑が行われた。

これに対し政府は、家畜防疫官の安全確保のため、複数名を一つのチームとして実施することとしたほか、立入検査実施に当たり、公衆衛生上の懸念が生じた場合の保健所への情報提供といった協力・連携を行うとともに、「必要に応じて」パトロールを強化するなど警察との連携を図り、安全の確保に努める旨答弁した¹⁸。また、立入検査業務を適切に執行する観点から、必要なマニュアルの整備や事前研修を行い、加えて、農林水産省消費・安全局内で実施している食品表示に対する監視業務を行う職員（食品表示Gメン）の立入検査の実務経験の知見を動物検疫所職員の研修にも生かし、知見の共有を図る旨答弁した¹⁹。

さらに、委員会では、警察等との連携を図ることについて、「必要に応じて」というその判断が、現場の家畜防疫官にとって大変な判断になり精神的なストレスがかかる懸念が示された²⁰。

衆参の附帯決議では、家畜防疫官の安全を確保するために警察と連携する等実効性

¹⁴ 改正法第51条第2項～第5項

¹⁵ 第221回国会衆議院農林水産委員会議録第7号7頁（令8.4.22）

¹⁶ 第221回国会衆議院農林水産委員会議録第7号7頁（令8.4.22）

¹⁷ 第221回国会衆議院農林水産委員会議録第7号20～21頁（令8.4.22）

¹⁸ 第221回国会参議院農林水産委員会議録第9号（令8.5.14）、第221回国会衆議院農林水産委員会議録第7号16頁（令8.4.22）

¹⁹ 第221回国会参議院農林水産委員会議録第9号（令8.5.14）

²⁰ 第221回国会衆議院農林水産委員会議録第7号12頁（令8.4.22）

を高める体制の構築を図ることを求めている²¹。立入検査の実施に当たっては、警察等との連携が必要と見込まれる状況を予め整理しておくことや判断基準等、連携の在り方・運用体制を検討し、立入検査の実効性及び家畜防疫官の安全性を確保することが求められよう。

(エ) 家畜防疫官の人員確保

訪日外国人観光客数の増加により、家畜の伝染性疾病の侵入防止のための家畜防疫官の果たすべき役割は大きくなっており、空港、港、国際郵便局といった水際の現場において、貨物、携帯品、郵便物で輸入される動植物の検査を行うほか、前回の令和2年改正で新設された携帯品検査において肉製品を所持する旅行者への質問・検査、発見された違反畜産物の廃棄、さらに今般の改正法で新設された店舗等への立入検査等、その業務範囲は拡大している。令和2年改正以降、元年度に481名だった家畜防疫官は7年度には541名と大きく増員されたが²²、8年度は544名と若干名の増員となっている²³。

委員会では、家畜防疫官の業務範囲が拡大し肉体的・精神的負担が増える中での体制強化・増員の必要性について、質疑が行われた。

これに対し政府は、増加する業務の中で機動的な配置を行い、立入検査についても過去の国際郵便物の検査データや外国食材店などの従業員からの情報提供を基に、効率的かつ機動的な検査を実施して、水際での業務が全うできるよう、人員の確保・充実に努めていく考えを示した²⁴。

訪日外国人観光客数の増加による業務総量の増加に加え、店舗等への立入検査という新たな業務が追加されることから、家畜防疫官に過度な負担が生じないように、機動的な人員配置そして更なる増員が求められよう。

イ 関係省庁（C I Q²⁵）との連携強化

訪日外国人観光客数の増加に伴い、家畜防疫官は、空港及び港における手荷物に対する検査を強化するとともに、関係行政機関等との連携体制を整えてきた。農林水産省に設置された「水際検査の強化に向けた検討会」は、今以上にC I Q関係行政機関と緊密に連携し、事前旅客情報²⁶等を活用して、効果的・効率的に違反常習者への検査及び違反品の摘発を強化できる体制整備を検討する必要があるなどとし²⁷、これに基づき、関係省庁と申合せ²⁸をし、過去に悪質な持込みを行った者を入国の都度確実に検査できる体制について、出入国在留管理庁及び税関との連携を強化することとした。そして、令和8

²¹ 衆参附帯決議項目の5

²² 農林水産省「家畜衛生をめぐる情勢について」（令8.7.7）11頁

²³ 第221回国会参議院農林水産委員会会議録第9号（令8.5.14）、第221回国会衆議院農林水産委員会会議録第7号2頁（令8.4.22）

²⁴ 第221回国会参議院農林水産委員会会議録第9号（令8.5.14）

²⁵ 税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検査（Quarantine）の略

²⁶ 搭乗者の氏名、国籍、旅券番号等の情報

²⁷ 水際検査の強化に向けた検討会「水際検査の強化について（中間とりまとめ）」（令7.6.4）

²⁸ 「ASFの侵入防止に向けた水際検査等の強化について」（令7.6.26 関係省庁申合せ）

年度には全国の空港において、違反常習者に対する水際検疫を厳格化することとした²⁹。

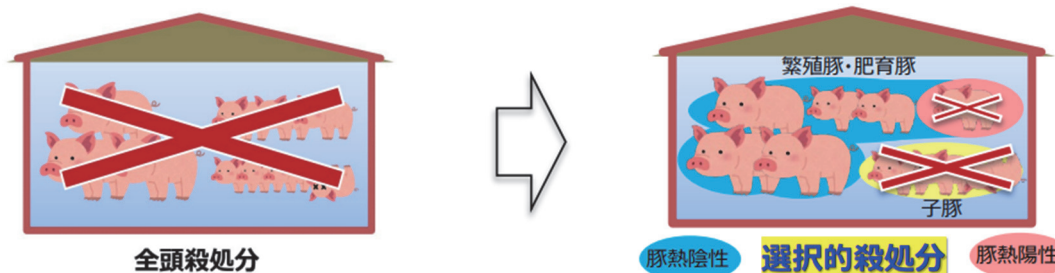
衆参の附帯決議では、輸入検疫体制の強化のため、税関や出入国管理庁等とも十分に連携しつつ、空港、港及び国際郵便局における水際対策を一層充実させるとともに、外国食材店をはじめとする関係者、訪日外国人及び在留外国人等に向けて、改めて動物検疫の重要性について周知及び啓発を行うことを求めている³⁰。税関や出入国在留管理庁と入国手続上等の連携を更に強化して、水際検疫の実効性を高めて家畜伝染病の国内への侵入を防ぐため、継続的な改善の取組が求められよう。

（２）豚熱のまん延防止措置の見直し

ア 選択的殺処分導入による現場の負担軽減及びリスク管理

豚熱は、農研機構³¹の検査によって患畜又は疑似患畜が確定すると、これまで全頭殺処分とされていた。しかし、科学的見地から十分な議論が重ねられ、農林水産省の食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会及び同部会牛豚等疾病小委員会において、適切なワクチン接種により免疫が獲得できており、移動制限等のリスク管理措置が講じられている場合には、必ずしも全頭殺処分を行わずとも、まん延防止が可能という結論が出たことを踏まえ³²、改正法により、ワクチンによる免疫が成立していない豚とPCR検査で陽性になった豚を殺処分する選択的殺処分が導入された（図表）。政府は、選択的殺処分の導入により、農場における早期の経営再建につながるとみられ、また、殺処分に要する労力の少ない子豚が殺処分の中心になるとみられることから、防疫措置に従事する者の負担が大幅に減少するなど、現場の負担軽減に大きく寄与するとの考えを示した³³。

図表 豚熱の殺処分範囲の変更



（出所）農林水産省「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の参考資料」〈<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/attach/pdf/index-472.pdf>〉

選択的殺処分の具体的な運用は概ね次のとおりである。まず、養豚農場において飼養豚に豚熱を疑う臨床的な異状が生じた場合は、特定家畜伝染病防疫指針³⁴に基づき、都道

²⁹ 第221回国会参議院農林水産委員会会議録第9号（令8.5.14）

³⁰ 衆参附帯決議項目の6

³¹ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

³² 農林水産省「豚熱の選択的殺処分に関する一問一答集（Ver1.0）」（令和8年5月19日作成）8頁〈<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/attach/pdf/index-471.pdf>〉

³³ 第221回国会参議院農林水産委員会会議録第9号（令8.5.14）

³⁴ 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表、令和8年5月19日一部変更）

府県が農場に立ち入り、臨床検査やPCR検査等の精密検査を行い、豚熱感染が疑われた場合は、農研機構が実施する遺伝子解析検査を経て、豚熱感染の有無を確認することとなっている。そして、豚熱感染が確認された場合は、都道府県がワクチンによる免疫が成立していない豚として、ワクチン未接種や接種後20日未満の豚などを特定し、全ての飼養豚を対象に臨床検査を行った上で、異常豚についてはPCR検査を行うなどして、陽性となった豚を特定、殺処分すべき範囲について国と協議して決定し、殺処分命令を出すこととされており、これには通常2日程度を要する³⁵。

委員会では、選択的殺処分による現場の負担軽減の効果について、質疑が行われた。

これに対し政府は、令和8年4月に宮崎県で発生した豚熱の事例³⁶で仮に選択的殺処分を行った場合、殺処分対象の豚はおよそ半数程度に限定されていた可能性があり、かつその対象はいずれも子豚であり処理の労力が小さいことから、防疫措置の実施に当たっての現場の負担は更に軽減される想定である旨答弁した³⁷。

また、委員会では、全頭殺処分から選択的殺処分へと対応が緩和されることを踏まえ、殺処分対象とならなかった豚の隔離や監視期間、感染リスクについて、質疑が行われた。

これに対し政府は、殺処分とならなかった豚は、基本的に感染を広げるおそれがないとする一方で、念のための措置として、発生農場において臨床症状の有無を毎日チェックし、報告を求めるとともに、移動の制限を行う監視プログラムを原則90日間実施することで、ウイルスの拡散防止を徹底する旨答弁した³⁸。

さらに、委員会では、選択的殺処分の導入により、豚熱発生農場から殺処分されなかった豚が出荷されることとなり、最悪の場合、ウイルスを拡散させていくことにつながりかねないことから、豚熱が発生した農場の豚をチェックする仕組みについて、質疑が行われた。

これに対し政府は、発生農場から出荷予定の豚については、出荷前日にその農場の全頭の臨床症状の確認結果を都道府県に報告し、都道府県の許可で出荷できる仕組みとし、出荷が可能となった後も監視を継続し、発生農場から毎日飼養豚の異状が発生していないかを都道府県に報告、異状があれば出荷を停止し原因を確認する仕組みを構築するとの考えを示した。また、発生農場はあらかじめ毎月の出荷計画を都道府県に提出し、出荷先の情報等を都道府県が確実に把握できる仕組みとするほか、と畜場でのウイルス侵入防止策やまん延防止策が適切に講じられているかを事前確認するなどの取組を通じて、出荷を介してウイルスが拡散することのないよう対応する旨答弁した³⁹。

加えて、委員会では、殺処分対象とならなかった豚の風評被害による価格下落の懸念と、価格下落等による損失の補償制度について、質疑が行われた。

³⁵ 第221回国会衆議院農林水産委員会議録第7号14頁（令8.4.22）

³⁶ 農林水産省プレスリリース「宮崎県における豚熱の患畜の確認（国内103例目）及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の開催について」（令8.4.10）（<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/260410.html>）

³⁷ 第221回国会衆議院農林水産委員会議録第7号5～6頁（令8.4.22）

³⁸ 第221回国会参議院農林水産委員会議録第9号（令8.5.14）、第221回国会衆議院農林水産委員会議録第7号14頁（令8.4.22）

³⁹ 第221回国会衆議院農林水産委員会議録第7号14頁（令8.4.22）

これに対し政府は、生産者だけでなくと畜場などの関連事業者に対し啓発資料を用いて、殺処分されず残された豚についてリスク管理措置を講じることにより、他の農場にウイルスをまん延させるようなリスクにはならないという科学的な結論を丁寧に情報提供する考えを示した。また、損失の補償制度に関して、発生農場には移動制限がかかるが、家伝法第60条第2項に基づき、移動制限に起因する売上げの減少額又は飼料費等の増加額については、その支援のため、都道府県が交付した額の2分の1を国が負担する仕組みであると述べた⁴⁰。

これに関連して、衆参の附帯決議では、殺処分の対象とならずに出荷される豚について、風評被害を防止し円滑な流通を確保するため、関係事業者や消費者に対し、制度導入の趣旨や食肉の安全性について十分な広報を行うことを求めている⁴¹。農場における早期の経営再建につながることを期待される選択的殺処分の制度理解のため、農家や関係事業者への情報提供とともに、消費者への情報提供も丁寧に行うことが求められる。

なお、改正法の施行後、7月4日に静岡県で豚熱が発生し、全国で初めて選択的殺処分が実施され、飼養頭数約1,200頭のうち、繁殖豚以外の約1,000頭が殺処分された⁴²。農林水産省の家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会は、予防的ワクチンについて、国としてデータ・知見を更に集積し、より適切なワクチン接種の方法について提示すべきとの意見もあり⁴³、引き続きワクチン接種や殺処分等の在り方を検証し改善していく必要がある。

イ 登録飼養衛生管理者によるワクチン接種

改正法では、ワクチン接種について獣医師に加え、都道府県の実施する研修を修了した飼養衛生管理者に対し、ワクチンの管理体制が整っている農場において、都道府県に登録した上で、家畜防疫員の指示の下、ワクチン接種を行うことを認めた⁴⁴。

委員会では、この登録飼養衛生管理者の研修や実務等について、質疑が行われた。

これに対し政府は、登録に当たり都道府県が実施する研修は、生産者の費用負担は生じないものを想定しており、実際の接種に当たっては、家畜保健衛生所との連携を緊密に取り、獣医師である家畜防疫員の指示・監督の下で実施すること、ワクチンの保管・使用等に係る作業手順書を備え付けることなどを、農林水産省令や特定家畜伝染病防疫指針において明確化する旨答弁した⁴⁵。なお、これまでも特定家畜伝染病防疫指針に基づき、飼養衛生管理者によるワクチン接種は可能となっているが、政府は、新たに選択的殺処分を導入する前提として、適切なタイミングでのワクチン接種が重要であるとして、法的根拠に基づき着実にワクチン接種を行えることとしたものである⁴⁶。

また、委員会では、本来獣医師が行うべきワクチン接種を獣医師以外の者が行うことは、誤った接種やワクチン管理不備などのリスクも考えられる中、知識や技術にばらつ

⁴⁰ 第221回国会衆議院農林水産委員会議録第7号6頁（令8.4.22）、家伝法第60条第2項

⁴¹ 衆参附帯決議項目の2

⁴² 農林水産省「家畜衛生をめぐる情勢について」（令8.7.7）62頁

⁴³ 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第111回牛豚等疾病小委員会議事概要（令和8年3月31日開催）

⁴⁴ 第221回国会参議院農林水産委員会議録第9号（令8.5.14）、改正法原始附則第5条～第10条

⁴⁵ 第221回国会参議院農林水産委員会議録第9号（令8.5.14）

⁴⁶ 第221回国会参議院農林水産委員会議録第9号（令8.5.14）、改正法附則第5条

きが生じないよう、獣医師相当のレベルを確保する方法及びその責任の所在について、質疑が行われた。

これに対し政府は、登録飼養衛生管理者は、普段から農場において豚の健康状態の把握や衛生状態の管理を行い、日々の業務を通じて安全な注射の実施に必要なような基礎的な飼養衛生管理の知識や技術を習得している飼養衛生管理者を前提とした上で、都道府県が実施する研修により、接種に係る基礎的な知識や具体的な接種方法などの必要な技術、また、使用量の記録及び報告や適切な保管などの豚熱ワクチンの適正な管理等について習得するものとし、毎年その登録更新に当たって改めて研修を受けることを義務付けるとした。登録飼養衛生管理者のワクチン接種は、獣医師である家畜防疫員の指示、監督の下に実施することから、最終的な責任については指示を行った家畜防疫員にあるとの考えを示した⁴⁷。

家畜の所有者は、飼養している家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止について第一義的責任を有しているが（家伝法第2条第2項）、家畜伝染病による人的経済的損失を最小とするためにも、登録飼養衛生管理者を含めた適切かつ効果的な体制整備が求められるよう。

（３）その他

これまで改正法に関する国会論議と課題を中心に整理したが、衆参農林水産委員会では、その他の家畜衛生をめぐっても議論された。

ア 家畜防疫員の育成確保策

委員会では、国内防疫業務を行う家畜防疫員や水際検疫を行う家畜防疫官となる産業動物獣医師の育成確保対策について、質疑が行われた。

これに対し政府は、獣医系大学の卒業者の就業状況について、産業動物分野は2割程度にとどまっており、地域によって確保状況に偏りがあることから、都道府県と連携し産業動物獣医師として一定期間従事することを条件に返済不要とする修学資金を用意しており、給付を受けた学生の約7割が産業動物分野に就業しているほか、インターンシップによる職場体験に参加した学生の約5割が産業動物分野に就業しているといった成果が上がっていると説明し、産業動物獣医師の更なる確保に向けて努力するとの考えを示した⁴⁸。

新たな獣医師人材の確保に加え、獣医師資格を有しながら獣医事に従事しない者が一定割合いること⁴⁹にも着目した体制整備が検討されてよいだろう。

また、委員会では、労働環境が厳しく民間と比べて給与・待遇が良くないとされている家畜防疫員の処遇改善について、質疑が行われた。

これに対し政府は、多くの都道府県で初任給調整手当をはじめとする各種手当を増額

⁴⁷ 第221回国会衆議院農林水産委員会議録第7号6頁（令8.4.22）

⁴⁸ 第221回国会参議院農林水産委員会議録第9号（令8.5.14）、第221回国会衆議院農林水産委員会議録第7号6頁（令8.4.22）

⁴⁹ 農林水産省「獣医事をめぐる情勢」（令8.7）1頁（<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/attach/pdf/index-29.pdf>）

し一般職員と比較して手取りを増やすなどの措置を講じているほか、自治体によっては行政職員と獣医師職員の給与表を別で作成し処遇改善を図っているとし、こうした好事例を横展開し各種施策を通じて人材確保に努める考えを示した⁵⁰。

家畜防疫員の人材確保に向けて、給与面でのインセンティブに加え、労働環境の改善により魅力ある職場とすることが重要である。産休・育休を取得できるよう代替職員の制度を設けるなど、福利厚生制度の充実に向けた取組がみられ⁵¹、家畜防疫員の人員確保に向け、引き続きこうした取組の充実が期待される。

イ 高病原性鳥インフルエンザの予防的ワクチン接種の検討

近年、高病原性鳥インフルエンザが毎年頻発しており、生産現場及び都道府県等の負担増加や、鶏卵の供給不足による価格高騰が問題となっている。

委員会では、同病は世界中でまん延していることから今後も広範囲で大規模な感染が発生しうる中、欧米で進められている予防的ワクチン接種の検討状況について、質疑が行われた。

これに対し政府は、令和7年8月農林水産省に「鳥インフルエンザワクチン技術検討会」を設置し予防的ワクチン接種の導入に関する検討を開始、ワクチンの有効性やサーベイランスの在り方、接種体制や費用対効果、輸出入への影響等の課題が多数存在しており、ワクチン接種の導入が同病の発生やまん延リスクの低減といった政策目的を達成するかという観点から、技術的な検証や実行可能性の考察を進める必要があるとした⁵²。

この点、日本養鶏協会は、同病により大規模な経済的損失が発生しており、「今までの防疫体制では防御できない状況」として、「諸外国のワクチンの導入の検討状況を踏まえつつ、かつ、諸外国に遅れることなく、新たな防疫措置の一手法としてワクチンの導入を進めておく必要がある」との考え方を示している⁵³。

鳥インフルエンザワクチン技術検討会は、設置から1年近く経とうとしているが、今も検討が続いており、ワクチン接種の早期導入に向けた検討の加速化が求められよう。

また、数々の課題のうち、費用対効果について、先行するフランスでは、ワクチン代に加えサーベイランス等で多額の経費が発生し、国の負担額が年々減少して農家の負担が重くなっていることから、ワクチン接種の持続可能性が問われるとの指摘がある⁵⁴。ワクチンを導入する際は、将来にわたりワクチン接種が継続できるよう、その運用体制を含め十分な検討が求められる。

予防的ワクチン接種以外の対策として、分割管理がある。分割管理の導入状況について、特に重要性の高い100万羽以上を飼養する大規模農場での導入数は、3分の1程度となっている。政府は、農場の規模が大きいほど分割管理の効果が高くなることから、分

⁵⁰ 第221回国会参議院農林水産委員会会議録第9号（令8.5.14）

⁵¹ 川手日出子「家畜防疫の最前線で戦う獣医師たち」『日本獣医師会雑誌』第76巻第7号（2023.7）302頁

⁵² 第221回国会参議院農林水産委員会会議録第9号（令8.5.14）、第221回国会衆議院農林水産委員会会議録第7号7頁（令8.4.22）

⁵³ 一般社団法人日本養鶏協会「「高病原性鳥インフルエンザワクチンに関する基本的方針」の公表について」（令8.3.10）

⁵⁴ 『日本農業新聞』（令8.1.28）

割管理の取組を推進するため、飼養衛生管理基準を改正し⁵⁵、大規模農場における分割管理の導入の検討を義務付けることとした⁵⁶。

分割管理の導入の促進に向けて、分割管理のメリットの周知、さらに導入支援等が検討されて良いだろう。

4. おわりに

本稿では、改正法の内容に関する国会論議と関連する論点を整理した。現在、家畜衛生をめぐる状況は深刻さを増している。様々な家畜の疾病の中でも、我が国で未発生のアフリカ豚熱は、アジア地域での感染が拡大しているが、有効なワクチンがないため、万が一侵入した場合に被害拡大を防ぐ観点から、まずは徹底した水際対策が求められており、そのため今般の改正法の実効性が期待される。また、政府は、研究機関や国内企業との連携の下、ワクチン開発を進めるとして⁵⁷、病原性を弱めたワクチン候補株を作り出し、令和7年度より豚に接種して有効性と安全性を検証して早期の実用化に向けた取組を行っている⁵⁸。ワクチン開発が加速し、早期に実用化されることを期待したい。

改正法は、前回の令和2年改正と同様、施行後5年における検討とその結果に基づく必要な措置を講ずることとしている⁵⁹。本稿で整理した論点等の検証・検討とともに、輸入禁止品への対応強化及び豚熱への効率的かつ迅速的な対応が進み、伝染性疾病的国内侵入の防止及び防疫体制の強化が図られることが求められよう。

(うえだ みなこ)

⁵⁵ 飼養衛生管理基準（鶏その他家きん）（令7.9.29公布）

⁵⁶ 第221回国会衆議院農林水産委員会議録第7号8頁（令8.4.22）

⁵⁷ 第221回国会参議院農林水産委員会議録第1号2頁（令8.3.19）、第221回国会衆議院農林水産委員会議録第1号3頁（令8.3.10）

⁵⁸ 第217回国会衆議院農林水産委員会議録第2号25～26頁（令7.3.12）

⁵⁹ 改正法附則第7条